

トップページ > 健康・福祉 > 障害のある方へ > 就労 > 重度障害者等就労支援特別事業

重度障害者等就労支援特別事業

更新日：令和6年6月21日

対象者

以下の要件をすべて満たしている区民の方が対象となります。

1. 重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの支給決定を品川区から受けている方。
2. 民間企業に雇用されている人、または自営業者等の方。
3. 1週間の所定労働時間が10時間以上であること。
ただし、民間企業に雇用されている方で、1週間の所定労働時間が10時間未満であっても、当該年度未までに10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書において確認できる方を含む。
4. この事業を行うことにより、所得の向上が見込まれる方。

事業内容

重度障害のある方に、福祉施策と雇用施策が連携して本事業により、通勤・職場において必要とする移動・身体介護などの支援を行うことで、重度障害者の就労機会の拡大を図り、雇用を促進します。

民間企業に雇用されている方は、企業（事業主）が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「J E E D」という）の助成金を活用して、業務上必要な支援を行うことが前提となります。

利用者負担

サービスの提供に要した費用の1割が利用者負担になります。ただし、利用者本人と配偶者の区民税所得割に応じ、利用者負担上限があります。

- ・住民税非課税世帯、生活保護受給世帯 0円
- ・住民税課税世帯（区民税所得割16万円未満） 9,300円
- ・住民税課税世帯（区民税所得割16万円以上） 37,200円

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページはこちら（別ウィンドウ表示）

申請方法等手引きを参照。

品川区重度障害者等就労支援特別事業手引き(PDF：240KB)

同行援護等障害福祉サービスの計画相談支援を契約している相談支援事業所へご相談ください。相談支援事業所が不明な場合は下記へお問い合わせください。

お問い合わせ

障害者支援課 障害者相談支援担当

電話 03-5742-6711

FAX 03-3775-2000